

仕 様 書

1 件 名 港区立小・中学校スクールカウンセリング及びスクールソーシャルワーク事業等業務委託

2 履行期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

3 履行場所

(1)スクールカウンセリング事業及びスクールソーシャルワーク事業

・港区立小・中学校(別紙1)

(2)電話教育相談事業

・港区立教育センター専用電話(03-5791-5681 回線)

4 履行日時等 (別紙2)のとおり

5 業務内容

(1)スクールカウンセリング

受注者は、カウンセリング等の心理的技法を用い、保護者、児童・生徒への支援やいじめ・不登校等の問題解決へ向けた働きかけを行っていくための、スクールカウンセリングに関する業務について、以下項目を実施すること。

①通常の業務

ア 児童・生徒へのカウンセリングを行う。

イ カウンセリング等に関する教職員、保護者等に対する助言を行う。

ウ 児童・生徒のカウンセリング等に関する情報を収集する。

エ 個々のケースに応じた関係機関との連携を行い、必要に応じケース会議等の課題解決を図る会議において情報提供を行う。

オ 小学校4年生・中学校2年生全員に対し面接を実施する。

カ 東京都が任用するスクールカウンセラー(以下、「SC」という。)が小学校5年生・中学校1年生全員に対して実施する面接の補助を行う。

キ 港区指定の様式により、履行した内容を日報に記録する。

②緊急時における業務

災害・事故・事件等による児童・生徒の観察、いじめ・不登校等個々の事例への緊急時にあたっては、発注者の指示に基づいてスクールカウンセラーを増員して派遣し、対象児童・生徒のカウンセリングを実施する。

(2)スクールソーシャルワーク

受注者は、児童・生徒のおかれた環境改善・関係機関との連携を通して、児童・生徒自らが問題の解決を図ることができるよう、以下のとおりスクールソーシャルワークを実施すること。

また、本事業における担当のスクールソーシャルワーカー(以下、「SSW」という。)を複数人設定し発注者及び各SCと十分な連携を取ったうえで、各ケースに迅速に対応できる体制をとること。

①問題を抱える児童・生徒(以下、「関係児童・生徒」という。)が置かれた環境の改善に向けた働きかけを行う。

②関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整を図る。

③関係児童・生徒の在籍校内におけるチーム体制の構築を支援する。

- ④関係児童・生徒の保護者、教員、SC等に対する相談・情報提供を行う。
- ⑤個々のケースに応じた関係機関との連携を行い、必要に応じケース会議等において情報提供を行う。
- ⑥必要に応じて各小・中学校の巡回訪問、教職員等への研修活動を行う。
- ⑦不登校の児童・生徒の自宅に単独で家庭訪問を実施し、カウンセリングを行う。
- ⑧各学校が設置する「いじめ防止等の対策のための組織」の会合において情報提供を行う。

(3) 電話教育相談

受注者は幼児・児童・生徒及びその保護者等からの電話による教育に関する相談業務に、対応するため下記項目を実施すること。

①相談内容

- ア 専用電話を通じて、幼児、児童、生徒及びその保護者からの教育相談を受ける。
- イ 相談内容は相談者の状況に応じ適宜柔軟に対応すること。

②相談方法

- ア 受注者の設置する電話相談室に、発注者である「港区立教育センター」から転送される電話回線を1回線設置し、転送された電話に対応する。
- イ 受注者は、転送された相談者からの「主訴」について適切に応じ、関係法令を遵守し誠実に対応すること。

③相談体制

ア 業務責任者

- ・受注者は、業務を円滑に運営するため、臨床心理士の資格を有する電話教育話相談の責任者(以下、「業務責任者」という。)を配置すること。
- ・業務責任者は、電話教育相談員に対する指導を行い、緊急の対応を要する相談等では、支援体制を確保するなど、業務の円滑な執行管理を行う。

イ 業務責任者及び電話教育相談員の名簿提出

- ・受注者は、電話教育相談員及び業務責任者の名簿を発注者に提出しなければならない。
- ・受注者は、電話教育相談員名簿等の変更を行う必要が生じた場合には、その旨を発注者に文書で提出すること。

ウ 電話教育相談室等の準備

- ・受注者は、港区立教育センターの指定する電話から受注者の指定する電話番号への転送に必要な設備費用を負担すること。但し転送に係る通話料は発注者が負担する。
- ・受注者は、電話教育相談室の設営において個別ブースを設けるなど、相談者からの秘密厳守に十分配慮を行うこと。

④SC及びSSWとの連携

- ア 学校関係に関連し、緊急を要する事例と判断した場合は、速やかにSC及びSSW業務スタッフと連携し、課題解決への対応を講じること。

(4) スタッフの資質向上

受注者は、SC及びSSWへの指導・助言を行うスーパーバイザーを置き、以下の業務を行うこと。

- ①ケース検討会の実施
- ②SC及びSSWの個別相談及び指導
- ③各学校を定期的に訪問し、業務履行の管理や発注者との連絡調整を行うこと。
- ④各学校を定期的に訪問の上、業務の履行状況を把握し、適宜発注者に報告を行うこと。

(5) SC及びSSWとの連絡・調整

- ・受注者はSC及びSSW業務を円滑に行うため、SC間及びSSW間相互の情報交換及び情報の共有化が図られるよう、連絡、調整の機会を月に1回程度設けること。

- ・受注者はSC及びSSW間において、情報交換及び情報の共有化が図られるようにすること。
- (6) 区連絡会等への出席
- ・受注者は、発注者が主催する連絡会に、本件委託に従事するSC及びSSWを出席させること。また、発注者から要請があった場合は、入学式等の学校行事に出席させること。
 - ・受注者は、港区教育委員会いじめ問題対策会議(年3回開催)にSSWを出席させること。
 - ・受注者は電話教育相談について、発注者から要請があった場合(年1～2回程度)に区の連絡会議に出席すること。

6 スタッフの条件

- (1) 本件委託におけるSCは、次の全ての条件を満たす者とする。
- ①臨床心理士資格、臨床発達心理士又は学校カウンセラー・ガイダンスカウンセラー等の心理ケアにかかわる資格を有する者
 - ②関東地区において、小・中学校のSCとしての実務経験が1年以上ある者
 - ③上記「5 業務内容(1)スクールカウンセリングの実施」業務において、1年間を通して同一の学校に従事出来る者。やむを得ず交代する場合には、事前に発注者の承認を得ること。
- (2) 本件委託におけるSSWは、次の全ての条件を満たす者とする。
- ①上記「6(1)①」に掲げる者のほか、社会福祉士、精神保健福祉士等のソーシャルワークに関わる資格を有する者
 - ②地方自治体の公立区立小・中学校において、SSWとしての実務経験が6か月以上ある者
 - ③上記「5(2)スクールソーシャルワーク」業務において、1年間を通して業務を遂行することができる者。やむを得ず交代する場合には、事前に発注者の承認を得ること。
 - ④緊急時においては、SCとしての業務にあたる事が可能な者であること。
- (3) 本件委託における電話教育相談員は、次のいずれかに該当する者とする。
- ①電話教育相談に1年以上の経験を有する者
 - ②教職経験者
 - ③大学院において心理学を主として履修した者

7 各種報告書の提出

- (1) スクールカウンセリングに関わる報告書の作成及び提出
- ①児童・生徒・保護者の生命にかかわることなど高リスク又は緊急度の高い相談案件については、関係校長及び発注者に至急情報提供すること。
 - ②上記①を含めて、学校ごとに以下の項目がわかる報告書を作成し翌月 5 日までに発注者に報告すること。
 - ア 相談日及び報告日
 - イ 相談者(児童・生徒の場合は、男女の別と学年がわかるようにすること)
 - ウ 新規案件、継続的案件の別
 - エ 相談概要
 - オ 対応状況
 - カ 連携者
 - ③学校ごとに以下の件数がわかるカウンセリングの活動報告書と、各校の総件数を月ごとに集計した一覧表を作成し、翌月 5 日までに発注者に提出すること。
 - ア 相談者(児童・生徒の場合は学年がわかるようにすること)
 - イ 相談内容(細かな項目にして分類すること)
 - ④各校におけるSCの配置の日付や日数が分かる実績報告を各月ごとにまとめ、翌月 5 日までに

発注者に提出すること。

(2) スクールソーシャルワークに関わる報告書の作成及び提出

① 児童・生徒・保護者の生命にかかわることなど高リスク又は緊急度の高い相談案件については、関係校長及び発注者に至急情報提供すること。

② 指定の様式により、個々のケースについてその都度報告書を作成し、業務遂行後 7 日以内に発注者に提出すること。

③ 各校におけるSSWの配置の日付や日数が分かる実績報告を毎月ごとにまとめ、翌月 7 日以内に発注者に提出すること。

(3) スーパーバイザーに関わる報告書の作成及び提出

スーパーバイザーによる支援内容を記録した報告書を、毎月 1 回、翌月 5 日までに発注者に提出すること。

(4) 電話教育相談員に関わる報告書の作成及び提出

① 児童・生徒・保護者の生命にかかわることなど高リスク又は緊急度の高い相談案件については、関係校長及び発注者に至急情報提供すること。

② 相談案件について、下記の項目を表記した報告書を作成し、翌月 5 日までに発注者に報告すること。

ア 相談日及び相談時間

イ 相談者種別(幼児・児童・生徒の場合は、男女の別と学年がわかるようにすること)

ウ 新規案件、継続的案件の別

エ 相談概要

オ 対応状況

カ その他特記事項

8 業務実施回数等 (別紙2)のとおり

9 契約方法

上記業務のうち、緊急時における、スクールカウンセリング業務及びスクールソーシャルワーク業務については 30 分を 1 単位の単価契約とする。その他は総価契約とする。

10 支払方法

(1) 支払は月毎とし、毎月の履行及び検査完了後、適法な請求に基づき支払う。

(2) 緊急時におけるスクールカウンセリング業務及びスクールソーシャルワーク業務について、端数時間が生じた場合、30 分単位で計算し 30 分に満たない端数時間は切り上げる。

11 事故等への対応

受注者に起因する事故等による責任及び損害賠償等は一切受注者の責任と負担で対応する。

また受注者は、非常災害その他の事故により委託事業の履行が困難となった場合や、そのおそれがある場合、対象児童・生徒が事故にあったときや対象児童・生徒・保護者との間に紛争が生じたときは適切な措置を講ずるとともに、直ちに発注者に報告しなければならない。

12 受注者の責務

(1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。

(2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認のう

- え、適宜報告すること。
- (3) 業務履行状況が不適切であると発注者が判断し、受注者に改善を求めた場合、受注者はこれを誠実に実行すること。
 - (4) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと(SC及びSSWのサービス管理を含む)。
 - (5) 受注者は個人情報について、(別紙3)「個人情報等取扱に関する特記事項」の内容を遵守しなければならないものとする。
 - (6) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
 - (7) 業務終了後、当事業における個人情報記録文書は速やかに発注者に返還すること。また、個人情報を含む電子データは速やかに消去すること。
 - (8) 事業対象外の事項、内容については、速やかに適切な相談場所等を紹介すること。
 - (9) 受注者は「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合、発注者と連携して適切に対応すること。

13 「環境により良い自動車の利用」について

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン(平成21年3月27日付改正20環車規第837号)」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

14 その他

- (1) 受注者は、業務の着手に当たり、事前に発注者と委託内容の詳細、日程等について打合わせを行い、委託業務履行スケジュール案を作成し、委託業務の履行に万全を期すること。
- (2) 交通費、指導業務に必要な教材等一切の諸経費は、委託料に含むものとする。
- (3) 港区立小中学校では、開かれた学校づくりの一環として授業公開を積極的に進めていることから学校だより等広報誌への事業の紹介や、保護者の参観及びビデオ撮影などに最大限協力すること。発注者は、これらの事案が発生する際には、事前に受注者に伝え、調整を行うものとする。
- (4) 次年度も引き続き事業を行う場合で受託業者が変わったときは、必要事項の引継ぎを、次年度受託業者に対して行うこと。
- (5) 発注者は、配置校からSCの従事状況報告書を学期ごとに提出させることとする。配置校から提出された従事状況報告書の内容により、不適切な業務の遂行が認められた場合は、受注者と協議のうえ、速やかに善処することとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び仕様書の内容に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。